

平成24年(家)第461号面会交流申立事件(平成23年(家)第386号事件,以下「甲事件」という。)

平成24年(家)第462号面会交流申立事件(平成23年(家)第387号事件,以下「乙事件」という。)

平成24年(家)第463号面会交流申立事件(平成23年(家)第388号事件,以下「丙事件」という。)

審 判

高松市

申立人(甲・乙・丙事件)

夫 A

(以下「申立人」という。)

高松市

法律事務所内

相手方(甲・乙・丙事件)

妻 B

(以下「相手方」という。)

同 代 理 人 弁 護 士

高松市

法律事務所内

未成年者(甲事件)

長女 C

平成 8 年 月 日生

(以下「未成年者」という。)

高松市

法律事務所内

未成年者(乙事件)

次女 D

平成17年 月 日生

(以下「未成年者」という。)

高松市

法律事務所内

未成年者(丙事件)

長男 E

平成20年 月 日生

(以下「未成年者」という。)

主 文

1 (甲事件)

相手方は、申立人に対し、未成年者 C が申立人と面会交流を求めるとき、これを妨害してはならない。

2 (乙・丙事件)

相手方は、申立人に対し、以下の要領で、申立人と未成年者 D 及び未成年者 E とを面会交流させなければならない。

- (1) 面会交流は、月2回、毎月第1、第3日曜日の午前10時から午後6時まで（但し、最初の3か月間は、月1回、毎月第1日曜日のみ）とする。
- (2) 未成年者の受渡場所は、当事者間で協議して定めるが、協議が調わないときは、×××× 玩具売場とする。
- (3) 相手方は、面会交流開始時に、受渡場所において、未成年者 D 及び未成年者 E を引き渡し、申立人は、面会交流終了時に、受渡場所において、未成年者 D 及び未成年者 E を引き渡すこととする。
- (4) 未成年者 D 及び未成年者 E の病気その他やむを得ない事情により面会交流を実施できない場合は、当該事情の生じた者が他方に速やかに連絡し、未成年者 D 及び未成年者 E の福祉を考慮して双方協議の上、代替日を決める。代替日は、原則として、予定日の1週間後の同時刻とする。
- (5) 面会交流に要する費用は申立人の負担とする。

3 手続費用は各自の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨（平成23年7月15日受付調停申立書、平成24年11月19日調停不成立により審判手続に移行。平成25年6月6日付主張書面で趣旨明確化）

- 1 相手方は、申立人に対し、未成年者 C が申立人と面会交流を求めるとき、これを妨害してはならない。

2 相手方は、申立人に対し、以下の要領で、申立人と未成年者 D を面会交流させなければならない。

(1) 面会交流は、未成年者 D の夏休み期間中に2週間、冬休み、春休み期間中に各5日間、4月から5月の連休中に2泊3日、これら以外の月は毎月第1、第3日曜日の午前8時から午後8時までとする。

(2) これらの面会交流期間が2か月にまたがる場合は同月に行われたものとみなし、その結果、面会交流が行われなかったとみなされる月には改めて前項に従い、面会交流させなければならない。

(3) 申立人は、未成年者 D が関係する諸行事（授業参観、運動会、演奏会、発表会、入学式等）及びそれらに準ずる子が親に成長を示す機会と考えられる行事に参加することができ、相手方は諸行事の10日前までに日程等を通知しなければならない。

3 相手方は、申立人に対し、以下の要領で、申立人が未成年者 E と面会交流させなければならない。

(1) 面会交流は、8月中に2週間、1、3月中に各5日、これら以外の月は毎月第1、第3日曜日の午前8時から午後8時までとする。

(2) 申立人は、未成年者 E が関係する諸行事（授業参観、運動会、演奏会、発表会、卒園式、入学式等）及びそれらに準ずる子が親に成長を示す機会と考えられる行事に参加することができ、相手方は諸行事の10日前までに日程等を通知しなければならない。

第2 事案の概要

申立人は相手方と平成7年8月19日に婚姻の届出をし、その間に3子をもうけた夫婦であるが、その折り合いが良くなく、相手方（妻）が平成23年3月中旬頃に3子を連れて自宅を出て別居したところ、申立人（夫）が相手方（妻）に対し、3子との面会交流を求める事案である。

第3 当裁判所の判断

1 本件記録並びに関連記録（当裁判所平成23年(調)第141号，平成24年家第173号）並びに審判の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

(1) 当事者

ア 申立人（昭和4年 月 日生。 の長男）と相手方（昭和4年 月 日生。 の長女）は，平成7年 月 日に婚姻の届出をし，その間に長女・C（平成8年 月 日生。未成年者C。現在，高校3年生），二女・D（平成17年 月 日生。未成年者D。現在，小学3年生），長男・E（平成20年 月 日生。未成年者E。現在，4歳か月）をもうけた夫婦である。

イ 相手方は，かねて，申立人が転職を再三繰り返し，その収入が少ない上不安定で，自宅の住宅ローン返済の必要から，家計を支えるために共稼ぎを余儀なくされ，申立人との婚姻生活の継続に強い不安を覚えていたところ，平成22年4月に申立人が勤務先を退社し，蓄えもなく新たに350万円もの借金までして 店を開業しようとする申立人の経済感覚と債務返済の計画性のなさに夫婦としてついていけないとして，夫婦げんかを繰り返し，申立人は，平成22年 月には 店を開業したものの，その後の平成23年2月頃，相手方は，申立人との夫婦喧嘩の末，申立人に離婚届への署名を要求し，申立人の署名を得たが，直後，申立人は翻意したとして市役所に不受理届を提出したため，離婚届は受理されなかった。

(3) 各調停の申立とその後の経緯

ア 相手方は，平成23年3月11日，申立人を相手方として離婚を求める夫婦関係調整調停を申し立てる（当裁判所平成23年(調)第141号）と共に，その頃，3子を連れて自宅を出て別居したところ，申立人は，同年7月15日，相手方との同居を求める調停（当裁判所平成23年(調)第385号。以下「同居申立事件」という。）及び3子との面会交流を求める本件調停（当裁判所平成23年(調)第386号ないし第388号）を申し立て，調

停期日が重ねられたものの、相手方は、早期の離婚を強く求め、その帰趨が決着しないかぎり3子との面会交流には協力できないと主張し、他方、申立人は、夫婦間に離婚原因はなく、子どもの将来のためにも夫婦は同居すべきであり、3子とすみやかに面会交流をさせる必要があると主張して双方が対立する状態が続いた。

イ そのため、当裁判所は、まず、同居申立事件につき、判断するとして、平成24年4月17日の調停期日で、同事件を不成立にし、引き続いて、双方を審問し、同年5月11日、同居申立事件についての申立を却下する旨の審判をしたところ、申立人はこれを不服として即時抗告し、同年6月21日、即時抗告も棄却され、さらに特別上告したが、容れられなかった。

ウ この間、調停委員会の説得の結果、平成24年6月8日の調停期日において、相手方も、長女が面会に合意し、長女が連絡役になって、子どもの夏休み期間中に面会交流するのなら応じてよいと態度を軟化させたため、当裁判所家庭裁判所調査官による子の状況調査を実施することとなり、同年7月11日付で調査報告書が作成されたが、同調査報告書の内容は、概要、以下のエないしカのとおりであった。

エ 未成年者 (調査時点で高校2年生(16歳))との面接において、同人の説明では、両親の関係が悪化したのは、中学3年生(平成22年)の夏頃からで、夫婦喧嘩が激しく、母が2階にこもるようになった。不仲の原因は、父が働かないことにあり、両親の離婚については何とも思わない。父には自分の携帯番号は教えておらず、連絡を取り合うことはない。父に積極的に会いたい気持ちはないが、父が会いたいのであれば、会うことは構わない。父から電話をもらうことでよいし、父と連絡を取り合って、父宅に行って会うなり、食事をしたり、買い物をしたりすることが考えられる。自分が、父と会うときに、妹や弟を連れて行くことができるかどうかは何ともいえない。妹や弟が父と会うことをどう思うか分からないし、面

倒くさいからである。

オ 未成年者 D の通学する小学校の担任（調査時点で小学2年生）のみるところでは、二女は、明るく活発であるが、のんびりした一面を持った女兒であり、母は、PTA役員を引き受け、役員としての活動も堅実にこなし、母と学校の連絡状況も良好であり、父は、毎月、学校便りをもらいにやってきており、授業参観や運動会等の行事には欠かさず出席し、母は父と顔を合わせたくないため、授業参観はせず、懇談にのみ出席している。また、二女が放課後に過ごす児童クラブ（ 教室）の担当者のみるところでは、二女は小学1年生時から同教室に通っているところ、1年生の後半に、父が突然やってきて面会を求めたので、職員同席で面会させたが、その折の二女は父によそよそしい態度であった。母に連絡したところ、父子の面会を拒否まではしないものの、面会には乗り気でないようであった。

その後、父は、週に1回程度やってきて、自由遊びの時間に5分から10分程度戸外で父子が会っており、二女は徐々に父に対してうれしそうな態度を示し、抱きついたり、一緒に話をしたりし、最近では、職員は同席することなく見守るだけになっている。

カ 未成年者 E の通う保育園の担任（調査時点で3歳）等のみるところでは、長男は平成21年5月1日に入園し、母が送迎し、登園時刻は午前7時半から8時、降園時刻は午後5時半前後であり、保育園で父母のことを口にする事はなかったが、父が、平成24年1月25日に突然やってきて、面会を求めたので、職員同席で面会させたが、その際、父は長男に近寄り、膝に乗せたが、長男は特に嫌がる様子はなかった。母に連絡すると、父子を会わせるのではなく、教室の外から見せるようにしてもらいたいとの要請があったため、2回目からはそのような対応をしており、父は、その後も、週1回、午後4時10分頃から5分程度の間、来園し、教室の外から長男の様子を見に来ており、保育のじゃまにならない範囲で、手を振

ったり、声をかけたりしているが、長男はそれには答えないものの、父が帰るときには目で追うような仕草をみせている。父が来園することで、長男が情緒的に安定を欠くようなことはない。

(4) 試行的面会交流の実施とその状況

ア 当調停委員会は、平成24年7月13日の調停期日において、双方に上記調査結果を説明した上、面会交流の調整を図ったところ、相手方は渋々ながら面会交流の実施に同意したが、短時間（午前9時から午前12時までの3時間程度）に限る、相手方が勤務しているため、その日程にあわせて、3子の面会を一緒に実施しなければ応じられないなどと意見を述べ、他方、申立人も、月2回は面会を実施してもらいたい、面会時間は午前9時から午後6時までを希望する、宿泊付きの面会にしてもらいたいなどと要求したため、子の福祉を踏まえた面会交流の意義を双方に説き、最終的に密度の高い面会交流を実現する手始めとして、双方に試行的面会交流の実施を促し、次回期日までの間、午前10時から午後3時までの5時間程度、
店で相手方が3子を引き渡して申立人と3子が試行的に面会交流する旨合意させ、次回調停期日を同年9月7日と定めた。

イ ところが、当事者間では日程調整ができず、当裁判所家庭裁判所調査官による双方の日程調整の結果、ようやく、面会交流日を同年8月26日と定め、当日、当事者による試行的面会交流が実施され、父子で買物をし、父の住む自宅で焼き肉をして時間を過ごした。

その際、長男の荷物を忘れて取りに帰ったとして、面会終了時刻も当初の引渡予定時刻から10分程度遅延することになり、申立人は、相手方に対し、長女を通じて、事前に、終了時刻に遅れることにつき、メール連絡をなしていたものの、相手方は申立人による3子の引渡時間が遅れたことを問題とし、時間が厳守されなかったことにつき不満を表明した。

ウ 平成24年9月7日の調停期日には、相手方は出頭せず、相手方の不出

頭理由を確認して手続の進行を図るため、同年10月9日に期日が続行され、同期日において、再度、試行的面会交流を午前10時から午後3時までの5時間程度実施することになり、日程は、相手方が3子とも打ち合わせて期日を決めるとのことであったため、同月15日までに相手方から申立人に日時を連絡することとし、次回、調停期日を同年11月19日と定め、結局、同月18日に試行的面会交流が合意通り実施され、長女は二女、長男の付添役で同伴し、水族館に行き、マクドナルドで食事をとるなどして面会交流の時間を過ごした。

(5) 本件調停のその後の経緯

平成24年11月19日の調停期日には、申立人は、試行的面会交流自体は良かったが、時間が5時間では短いし、毎月2回は面会交流したいから、それが実現できないのなら、不成立にして審判を希望する旨主張し、他方、相手方も、申立人は既に学校や保育園等で面会しており、互いに信頼関係がないので、これ以上の試行的面会交流を続ける意思はない旨主張して譲らず、結局、同期日において、調停不成立となり、審判手続に移行した。

(6) 未成年者らの意向・心情、生活状況等

ア 未成年者 C (調査時点で高校3年生(17歳))は、自分から父に会いたいと思う気持ちはないが、父が会いたいというのであれば、会ってもよいが、平日の帰宅時間は遅く、土日は部活(平成24年11月からサッカー一部)があるので、頻度を定められての面会交流は難しいし、これまでのように妹、弟の面会交流に付き添いするのは面倒で、忙しいので困難であるとの意見である。また、試行的面会交流時の妹、弟と父との関係に特段の問題は見られなかったと述べている。

イ 未成年者 D (調査時点で小学3年生)は、ツールを活用しながら、その心情を確認したところ、面会交流できるのがよい、週1回程度で試行的面会交流よりも長い時間がよい、宿泊するなら3日程度がよいとの心情を

示した。

ウ 未成年者 D の通学する小学校の担任のみるところでは、二女は、前回の調査時と状況に大きな変化はなく、父は、参観日、音楽会、遠足などの行事予定表に記載された学校行事に参加し、二女も抱きつくなど喜んでいゝる。放課後の児童クラブの様子では、二女は母とも仲良くしている様子である。

エ 未成年者 E (調査時点で4歳)の通う保育園の担任のみるところでは、長男の様子は前回の調査時と大きな変化はなく、父の訪問状況にも変化がなく、毎週来訪して教室外から長男の様子を見ており、長男は特段の反応を示していないが、一度、父の自宅で面会交流をしたすぐ後に、長男が父に走り寄ったことがあった。

2 ところで、非監護者である親が、子である未成年者と面会交流し、親子の愛情を深めることは、子の成長にとって必要不可欠なことというべきであり、その具体的内容は、子の福祉ないし利益を最大限に尊重しつつ、子である未成年者の年齢、意向、親子関係の実情、父母の信頼関係を含めた諸般の事情を勘案して決定されるべきものである。

これを本件についてみるに、未成年者 C (17歳)については、その年齢等から見て、その意向を尊重した面会交流をするのが相当であり、未成年者 D 及び未成年者 E については、いずれも年齢が低く、面会交流の実現には、双方の信頼関係が必要であるが、監護親である相手方と申立人との間に必ずしも信頼関係があるとはいえないものの、子らの心情と申立人との日頃の関係性等から見て、面会交流は、月2回、毎月第1、第3日曜日の午前10時から午後6時まで(但し、最初の3か月間は、子の負担感を考慮して、月1回、毎月第1日曜日のみ)としたうえ、以下の実施要領で行うのが相当である。

未成年者らの受渡場所は、当事者間で協議して定めるが、協議が調わないときは、
玩具売場とし、相手方は、面会交流開始時に、受渡場所

において、未成年者 D 及び未成年者 E を引き渡し、申立人は、面会交流終了時に、受渡場所において、未成年者 D 及び未成年者 E を引き渡すこととする。また、未成年者 D 及び未成年者 E の病気その他やむを得ない事情により面会交流を実施できない場合は、当該事情の生じた者が他方に速やかに連絡し、未成年者 D 及び未成年者 E の福祉を考慮して双方協議の上、代替日を決める。代替日は、原則として、予定日の1週間後の同時刻とする。

第3 結論

よって、主文のとおり審判する。

平成25年7月2日

高松家庭裁判所

家事審判官

岡 原

剛

上記は謄本である

同日同庁 裁判所書記官

山下美沙

